

美食王国もりおかアンバサダー認定制度の運用開始について

1 趣旨

盛岡産農畜産物の利用拡大とその産地としての認知度向上をさらに図るため、既存の「盛岡の美味しいもんアンバサダー」制度を見直し、盛岡産農畜産物を積極的に活用し、魅力発信に努める食関連産業事業者を「美食王国もりおかアンバサダー」として認定し、市と認定店が一体となって盛岡産農畜産物をPRするものです。

2 経緯

平成28年度から運用してきた「盛岡の美味しいもんアンバサダー」認定制度について、有識者会議から「各種取組で名称・ロゴが混在し消費者に分かりにくい」「テーマ食材が限定的で使いにくい」等の意見があったことを踏まえ、運用主体である盛岡市農業振興連絡協議会（事務局：農政課）において制度をリニューアルしました。

3 運用開始日

令和8年7月21日

4 主な変更点

(1) 名称・ロゴの変更

「美食王国もりおか」を基調とした
名称・ロゴに統一します。

(2) 対象食材の拡大

テーマ食材を10品目から17品目に拡充するとともに、テーマ食材以外の全ての盛岡産農畜産物も認定基準の対象とし、より多くの店舗が参加できるようにしました。

(3) 認定区分の新設

ホームページやSNSでの発信、仕入先の表示などにより、盛岡産農畜産物の魅力発信に積極的に取り組む店舗を「認定店プラス」として認定する区分を新設しました。

5 現在の状況

47店舗が認定を受けており、区分に応じたドアステッカーを配布しているほか、市公式HPや美食王国もりおかウェブサイトでも紹介しています。このほか約20店舗について認定の準備中です。

6 今後の取組

美食王国もりおか公式 Instagram での認定店情報の発信のほか、認定店を訪れた方がSNS投稿すると抽選で盛岡産農畜産物が当たるキャンペーンを実施するなど、制度の周知と認定店舗拡大に繋がる取組を実施します。



【参考】美食王国もりおかとは
「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」で設定した
目指すべき将来像を端的に表したフレーズ。

(参考) 新旧制度の比較

	旧制度	新制度
名称	盛岡の美味しいもんアンバサダー	美食王国もりおかアンバサダー
目的	盛岡産農畜産物の認知度向上及び利活用促進を図り、以て本市の農業の発展及び経済の活性化並びにまちの魅力向上に寄与する	盛岡産農畜産物の利用拡大及びその産地としての認知度の向上を図る
認定	認定基準を満たす“メニュー”を認定する	認定基準を満たす“店舗”を認定する 認定店と認定店プラスの2区分を設ける
認定基準	・ テーマ食材が、メニュー等の特徴を決定付けている ・ 1年のうち連続した2か月以上、該当メニューを提供 ・ テーマ食材のPRに寄与	【認定店】 ・ 店内で盛岡産農畜産物の使用を発信 ・ テーマ食材を使用又は盛岡産農畜産物を年間で5種類以上使用 ・ 1年のうち5か月以上提供 【認定店プラス】（上記に加え） ・ HP等での発信 ・ 仕入先の店内表示 ・ こだわりなどの発信
テーマ食材	10 品目 盛岡りんご、米、アロニア、津志田芋、黒平豆、行者にんにく、もりおか短角牛、そば、紅木豚／もりおかあじわい林檎ポーク	17 品目 ①盛岡ブランド：盛岡りんご、米、アロニア、津志田芋、黒平豆、行者にんにく、もりおか短角牛 ②生産量等が豊富なもの：きゅうり、トマト、ねぎ、鶏、卵 ③協議会会長（市長）指定：そば、紅木豚／もりおかあじわい林檎ポーク、姫神サーモン、盛岡サーモン、盛岡夏いちご
支援事項	認定楯（市産材）の交付、認定メニュー等の周知、マスメディアを利用した情報発信 	認定楯・ステッカーの交付、Google マップ掲載、市職員への利用推奨、誘客企画の実施、美食王国もりおか HP・SNS での紹介★、協議会会長（市長）による PR★、観光客向け PR★ 等 ※★は認定店プラス優先

【担当】農林部農政課
課長 大崎 健
電話 019-626-2270